

中央経済社『税務弘報』 2013 年 4 月号

緊急企画 実務家 10 人の着眼 「25 年度税制改正」

税理士法人トーマツ 税理士 中島礼子

特定公社債等の課税方式

● 特定公社債等の利子所得・譲渡所得について、それぞれ源泉分離課税・非課税であったものが 20%申告分離課税に改正される見込みですが、どのような考え方によるものですか。

一言でいえば、「金融所得課税一体化」という考え方によります。

従来より、金融所得に対する課税の問題点として、(i)金融商品間での課税上の取扱いに差異がある、及び、(ii)金融商品間での損益通算の範囲が制限されている、といった点が指摘されていました。

上場株式については配当・譲渡所得ともに申告分離課税が原則であるのに対して、公社債については利子は源泉分離課税、譲渡益は原則非課税、さらに償還差益については雑所得として課税、とされています。このような課税上の差異は、金融商品間の課税の中立性という観点から問題があるのではないか、というものです。さらに、これら金融商品間の所得・損失の損益通算ができないことにより、投資家が多様な商品に投資しにくくなっているのではないかという点も指摘されていました。

そこで、収益目的の投資(金融ポートフォリオ)についてはその課税方法を一律 20%申告分離課税として、これらの投資の間では損益通算を認めていこう、という方向で、今回の改正の提案がなされました。具体的には、一定の公社債等の利子・譲渡益・償還差益については株式配当・譲渡と同様、20%の申告分離課税の対象とするとともに、上場株式の譲渡損失・配当の損益通算制度の対象とするというもので

す(図表参照。償還差益は譲渡所得として取り扱う)。この改正は平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等について適用される見込みです。

なお、金融商品に係る所得としては、この他に預貯金の利子(源泉分離課税)やデリバティブ取引による損益(雑所得として総合課税)などがありますが、これらについては、事務負担等の問題もあり、今回の金融所得一体課税の対象とはされませんでした。

● 上場株式等の譲渡損失・配当所得の損益通算の特例対象に、特定公社債等の利子・譲渡所得が加わりますが、実務上どのような影響がありますか。どのようなことが可能になり、何かできなくなることはあるのですか。

今まで公社債については、譲渡益について非課税とする反面、譲渡損失が発生しても課税上はなかったものとみなされていました。つまり、損失が発生しても他の所得と通算することはできませんでした。今回の改正により、公社債の譲渡損益・償還差益が申告分離課税の対象となり、さらに、上場株式等の譲渡損失・配当所得の損益通算の特例対象に、特定公社債等の利子・譲渡所得が加わることで、これらの所得の損益の通算が可能となると見込まれます(図表参照)。

【図表】 特定公社債に係る課税方式及び損益通算範囲の改正の概要

| | | 改正前 | 改正案 |
|--------|-------|--------------------------|--|
| 特定公社債等 | 利子・配当 | 源泉分離 | 申告分離 ^(注2) (所 15%, 住 5%) |
| | 譲渡損益 | 非課税 ^(注1) | |
| | 償還差益 | 総合課税 | |
| 上場株式等 | 配当 | 申告分離 ^{(注2)(注3)} | 申告分離 ^{(注2)(注3)} (所 15%, 住 5%) |
| | 譲渡損益 | 申告分離 ^(注2) | 申告分離 ^(注2) (所 15%, 住 5%) |

損益通算範囲

(注1) ゼロクーポン債等については総合課税

(注2) 確定申告不要制度あり (= 源泉分離課税)

(注3) 総合課税・配当控除選択可。この場合、申告分離課税所得(損失)との損益通算不可

実務上、納税者にとって大きな影響があると思われるのは、外国債券等に係る譲渡損益・償還差損益です。外貨建ての公社債(典型的には外国国債や外貨建ての社債)は為替の影響により譲渡損益(償還差損益)の金額が多く発生する傾向にあります。これらについては従来、株式譲渡所得や利子配当との損益通算はできませんでしたが、改正により損益通算が可能になることが見込まれます。

一方、株式等に係る譲渡所得の分離課税については、上場株式等に係る譲渡所得と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とすることとされています。この改正がなされた場合、非上場株式の譲渡損失・所得を上場株式の譲渡所得・損失と通算することができなくなります。

これは、収益目的の投資(上場株式等・特定公社債等＝金融所得)と経営目的の投資(非上場株式等)とを区別して捉え、同じ性質のもの同士のみ損益通算を行うという発想です。

● 特定公社債等の範囲についていろいろ列挙されていますが、特定公社債等とはどのようなものだと考えればよいですか。

イメージとしては「上場株式と同等の金融商品」として捉えたとわかりやすいと思います。特定公社債等には「特定公社債」及び公募公社債投資信託等が含まれます。「特定公社債」には国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債などが含まれます。「発日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債」も「特定公社債」に含まれますので、上場会社が発行する社債は基本的に「特定公社債」に該当することになります。

また、平成27年12月31日以前に発行された公社

債(※)は「特定公社債」に該当することとされていますので、現在すでに発行されている公社債(※)は、原則として「特定公社債」に該当することになります。

(※)発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。

● 特定公社債等以外の公社債等についてはどうなるのですか。

利子について源泉分離課税(20%)、売却益・償還差益については譲渡所得として、申告分離課税(20%)の対象となる見込みです。

ただし、同族会社が発行した社債の利子・償還金でその役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とされる見込みです。これは、役員からの会社への貸付金(利息については総合課税)を社債という形に変更することにより、利子につき総合課税ではなく源泉分離課税の対象とする、という手法での租税回避的行為を防止するための措置と考えられます。

● 法人税申告に関して改正となる点はありますか。

上記の改正は、所得税(含:源泉税)に関する改正ですから、この改正が法人税の申告に直接影響を与えることはありません。もちろん、源泉徴収される所得税額が変わるケースは想定されません。このほか、公社債利子に係る所得税額控除の額の計算につき按分計算を廃止、全額控除とする改正が見込まれます。

なお、社債を発行している法人においては、法人税申告以外の、源泉徴収や支払調書の提出といった点で変更事項が生じると見込まれます。

日本版 ISA

● 日本版 ISA とは最近よく聞きますが、これはどういったもので、何が非課税になるのですか？

日本版 ISA とは、一言でいえば一定の金額までの上場株式・投資信託に係る配当・譲渡所得を非課税とする措置です。金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内の上場株式等の配当・譲渡による所得について、所得税を課さない、というものです。英国の ISA (個人貯蓄口座、Individual Savings Accounts) を参考にした制度であるため、「日本版 ISA」と呼ばれています。

具体的な内容は以下のとおりです。

【非課税対象】 非課税口座内の上場株式等の配当・譲渡益等

【非課税投資枠】 毎年100万円まで (※1)

【非課税期間】 最長5年間(途中売却可)^{(※2)(※3)(註4)}

【非課税投資総額】 500万円 (100万円×5年)

【非課税口座】 平成26年1月1日～平成35年開設可能期間 12月31日 (10年間) (※5)

(※1) 未使用の非課税投資枠の繰越不可

(※2) 譲渡損失が生じた場合、非課税口座外の株式譲渡所得等との損益通算不可

(※3) 売却部分の枠の再利用は不可

(※4) 5年経過後は通常の口座で保有し続けるか、ISAの新たな枠を活用して非課税保有可

(※5) 毎年新たなISA口座の開設を不要とし、1人1口座

● まだ未施行だった制度がさらに拡充されたと聞きましたが、改正の背景と拡充内容を教えてください。

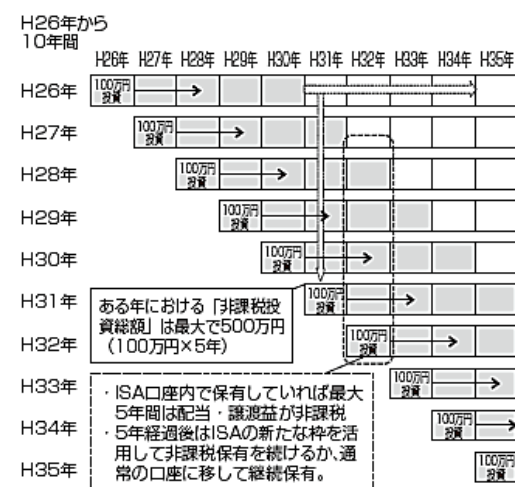
平成 22 年度税制改正時において、当時上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率軽減措置(10%)が平成 23 年末をもって終了することとされていたことから、平成 24 年1月より非課税口座内の少額上場株式等に係る配当・譲渡所得について非課税とするという措置が設けられました。その後、この上場株式等の配当・譲渡所得に係る税率軽減措置が平成 25 年 12 月末まで延長されたことに伴い、少額上場株式等の非課税口座制度の導入時期についても延期されました。

今般、上述の上場株式の 10%軽減税率の適用が

平成 25 年末に終了、平成 26 年より非課税口座制度の適用が開始されるにあたり、この非課税口座制度につき拡充を行う方向で見直しが図られました。

具体的には、平成 26 年から3年間のみとされていた投資可能期間を平成 26 年から平成 35 年の 10 年間に延長すると同時に、非課税維持期間については当初の 10 年から5年に短縮されました。

【図表】 日本版ISAイメージ



(参考) 金融庁「平成25年度税制改正について」

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“におよぶ人材は、“ファームのネットワークを通じとなることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイトトウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。